「「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」についての一部改正案に対する意見・情報の募集」の結果について

令和８年２月21日
農林水産省消費・安全局

「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案について、令和７年７月17日から令和７年８月15日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集したところ、募集期間中に当該改正案についての御意見の提出はありませんでした。

なお、農林水産省において、標記案について別途見直しを行ったので、当該結果を踏まえた改正を加えることとし、標記案に当該改正を加えた案の意見募集を本日から開始しております。これに伴い、本件については標記案のとおり施行しないこととしました。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線4503）